

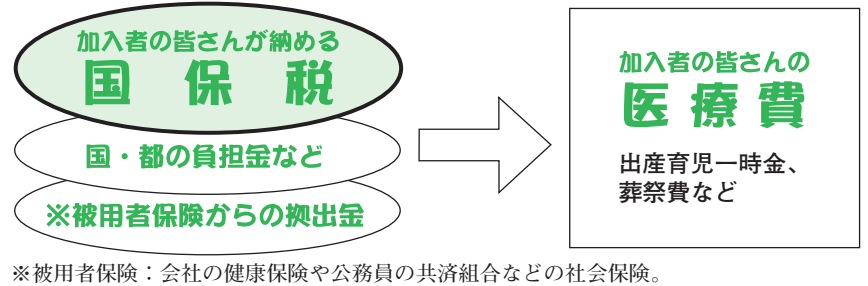
国民健康保険税を改定しました

医療費の増加などにより、医療保険分の税率を6年ぶりに改定しました。また、介護保険分の税率も介護納付金の増加を受けて、あわせて改定しました。加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成16年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月9日(金)に発送予定です

国保を支える皆さんの国保税

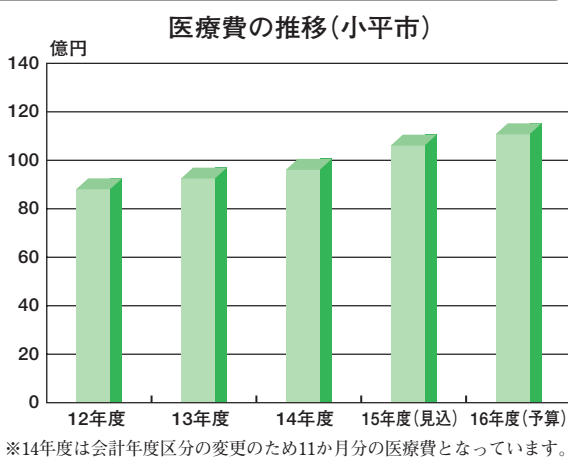
国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで病院などにかかったときや、出産や死亡の際に、保険給付を行う制度です。この財源は、相互扶助の精神により、加入者の皆さんから納めていただく国民健康保険税(国保税)と国や都の負担金などで賄うことになっています。



※被用者保険：会社の健康保険や公務員の共済組合などの社会保険。

増え続ける医療費

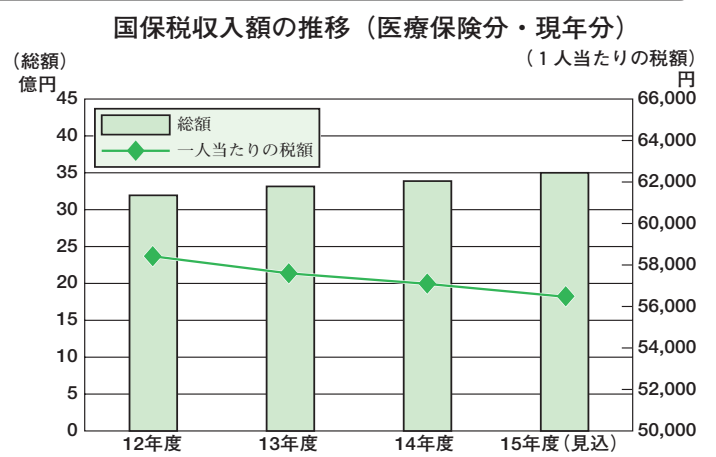
高齢化の進展や、長引く景気の低迷で会社の健康保険などの社会保険から国保に移る加入者が増えていることなどにより、国保の医療費は年々増え続けています。



※14年度は会計年度区分の変更のため11か月分の医療費となっています。

伸び悩む国保税収入

国保税の総額は、加入者の増加により毎年少しずつ増えていますが、長引く景気低迷により、加入者一人当たりの税額は、この間減り続けています。



国保の赤字を補う繰入金

医療費の増加と国保税収入の伸び悩みにより、国保の財政は財源不足が続いています。このため毎年度市民税などが含まれている一般会計から繰入金という形で、国保の赤字分を補ってきましたが、市の他の事業への影響も大きくなることから、それも限界にきています。

一般会計繰入金金の推移 (単位：千円)

年度	合計	赤字補填分	法定分 (繰入ることが法で決められている分)
12	1,527,000	1,161,335	365,665
13	1,550,000	1,187,359	362,641
14	1,750,000	1,374,416	375,584
15(見込)	1,994,000	1,550,189	443,811
16(予算)	2,000,000	1,485,755	514,245

国保税の税率などを改定

区分	改定後	改定前	
医療保険分	所得割額	5.26%	4.95%
	資産割額	19.95%	23.00%
	均等割額	21,100円 (平成16年度分に限り17,300円)	13,500円
	平等割額	8,000円	8,000円
	課税限度額	53万円	51万円
介護保険分	所得割額	1.11%	0.85%
	均等割額	11,700円	10,000円
	課税限度額	8万円	8万円

平成16年度は、医療費がさらに増加する見込みで、一般会計からの繰入金を過去最高の20億円に増額してもなお、不足が見込まれます。そのため、医療保険分(基礎課税額)の税率を6年ぶりに改定し、加入者の皆さんにも負担をお願いすることになりました。

また、介護サービス費用に充てられる介護納付金の増加により、40歳から64歳までの方にかかる介護保険分(介護納付金課税額)の税率もあわせて改定しました。

国保税の税率などの改定内容は、左表のとおりです。なお、医療保険分の均等割額については、平成16年度分に限り、急激な負担の増加を軽減するための措置がとられています。

加入者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

国保税に関する問合せ 保険年金課 保険税係 ☎042(346)9530

口座振替をご利用ください

国保税の納付には、便利で、安心、納め忘れのない口座振替をご利用ください。

申込方法

①金融機関・郵便局の窓口で申し込む場合

納税通知書、預(貯)金通帳、届出印を持参し、市の指定金融機関(金融機関名は、納税通知書に記載してあります)または郵便局で申し込んでください。

市外の金融機関などには、口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前に問い合わせてください。

②市役所に郵送で申し込む場合

納税通知書に同封の口座振替依頼書に必要事項を記入し、預(貯)金口座の届出印を押印して、郵便ポストに投かんしてください。

振替の確認

「振替済みのお知らせ」は、省略しています。振替を確認する書面が必要な場合は、連絡してください。

口座振替など納税に関する問合せ 収納課 ☎042(346)9526